



長野県報

7月6日(月)
平成27年
(2015年)
第2688号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課)..... 2

告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定(水大気環境課)..... 2

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付(園芸畜産課)..... 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 6

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(財産活用課)..... 6

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働課)..... 9

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....10

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....10

開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課).....11

特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課).....11

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年 7月 6日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第43号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のアの(ウ)中「310円」を「320円」に改め、同1のイの(イ)中「253万円」を「262万1,000円」に改め、同表の2のアの(ウ)中「1,040円」を「1,080円」に改め、同表の3のウの(7)中

17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700

を

18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000

に改め、同ウの(イ)中

5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

を

6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

に改め、同表の6のイ中「54万7,000円」を「56万

7,000円」に改め、同表の8のウの(イ)中「4,100円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に改め、同表の9のウ中「20万6,000円」を「20万8,700円」に、「16万4,800円」を「16万7,000円」に改め、同表の11のウの(イ)中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表の12のイ中「13万3,900円」を「13万4,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

危機管理防災課

告示

長野県告示第336号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域(以下「要措置区域」という。)として次のとおり指定します。

平成27年 7月 6日

長野県知事 阿部 守一

水大気環境課

- 1 土地の区域(要措置区域)

岡谷市長地柴宮三丁目3170番1の一部

- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 3 法第7条第1項の規定により指示した措置
地下水の水質の測定